

輯 編 局 報 情

報 週

號 日 四 十 月 五

第二四〇號
昭和十二年五月十四日發
（郵務總局認可）
（每週一回本報日發行）

特 輯
秘 密 戰 防 與 防 諜
國 防 保 安 法 的 解 說

五 錢



露光量違いにより重複撮影

秘密戦から 日本を守れ

一人くが防諜戦士

週報

第二四〇號
五月十四日

特輯 秘密戦と防諜

秘密戦の目的は國民の生命財産の保護に在り、いかにして防諜を徹底せしめ、秘密戦の攻撃手段をスパイの正體は、スパイの正體は、恐るべき又再諜報地帯と真実の語實情最近の傾向最も危険な謀略計日秘密戦の特殊性

防諜の上は國民の生命財産の保護に在り、いかにして防諜を徹底せしめ、秘密戦の攻撃手段をスパイの正體は、恐るべき又再諜報地帯と真実の語實情最近の傾向最も危険な謀略計日秘密戦の特殊性

国防保安法について

司法省 四〇

日佛印經濟協定成る……………四七

週問誌

五月三日(土)
▽海軍航空隊 重慶を猛爆
▽皇軍、目的を完了、温州、海門より撤退す
▽蕪湖空襲を南方に新作戦展開
▽英艦の撃沈二千噸を突破の旨、獨當局發表

五月四日(日)
▽ヒトラー總統國會を召集、パルカンの職案を公表す
▽參戰の用意ありとルーズベルト大統領聲明す

五月五日(月)
▽天宮馬術舉行さる
▽照宮成子内親王殿下、東久瀨宮隆厚王殿下と御結婚の御内約あらせらる

五月六日(火)
▽日佛印經濟協定の調印成る
▽皇軍、湖北に新作戦を展開
▽陸軍航空隊、瀋州、西安、咸陽を偵察
▽スターリン書記長、人民委員會議々長に就任し、モ

五月七日(水)
▽外務人民委員、人民委員會議議長を兼任す
▽米艦の商船護送總對に必要とスチムソン米國務長官強張す

五月七日(水)
▽皇后陛下、日赤・愛婦總會に行啓
▽國際關係の好轉に賴らず、作戦に邁進せんと畑支那派遣軍總司令官決意を表明す
▽芳澤全權、フン・モーク代表と重要會談す
▽獨佛停戰新協定なる

五月八日(木)
▽皇軍、山西・河南省に大殲滅戦を展開
▽陸軍航空隊、昆明を猛爆
▽地方委類作況は四分減(魯北道、東忠と農林省第一、次豫想を發表

五月九日(金)
▽佛、泰開平和條約東京で調印さる

露光量違いにより重複撮影

秘密戦から

日本を守れ

一人くか防諜戦士

週報

第二四〇號
五月十四日

特輯 秘密戦と防諜

武裝なき秘密戦
秘密戦の實例
秘密戦の攻撃手段
スパイの正體は？
スパイのやり方
恐るべき文藝諜報
地獄と真実の話
宣傳戰近の傾向
最も危険な諜略
對日秘密戦の特殊性

防諜の主体は國民
いかにして防ぐか
防諜戰を徹底の急務
防諜と法規との關係
個人の防諜心得
必ずや

防諜と学校教育
工場防諜
カメラマンと防諜

國防保安法について

司法省・四〇

日・佛印經濟協定成る

週日誌

五月三日(土)
▽海軍航空隊、重慶を猛襲
▽皇軍、目的を完了、温州・海門より撤退す
▽蕪湖空襲も南方に新作戦展開
▽英船の撃沈二千萬噸を突破の旨、獨當局發表
五月四日(日)
▽ヒトラー總統國會を召集、パルカンの罷果を公表す
▽參戰の用意ありとルーズヴェルト大統領聲明す
五月五日(月)
▽天壇馬術舉行さる
▽照宮成子内親王殿下、東久瀨宮盛厚王殿下と御結婚の御内約あらせらる
五月六日(火)
▽日・佛印經濟協定の調印成る
▽皇軍、湖北に新作戦を展開
▽陸軍航空隊、鄭州、西安、咸陽を猛襲
▽スターリン書記長、人民委員會議長に就任し、モ

ロトフ外務人民委員、人民委員會副議長を兼任す
▽米艦の商船護送絶対に必要とスチムソン米國務長官強張す
五月七日(水)
▽皇后陛下、日赤・愛婦總會に行啓
▽國際關係の好轉に頼らず、作戰に邁進せんと畑支那派遣軍總司令官決意を表明す
▽芳澤全權、フアン・モック代表と重要會談す
▽獨佛停戰新協定なる
五月八日(木)
▽皇軍、山西・河南省に大殲滅戰を展開
▽陸軍航空隊、昆明を猛襲
▽地方麥類作況は四分減
△北海道、東北と農林省第一次豫想を發表
五月九日(金)
▽佛・泰間平和條約東京で調印さる

特輯

秘密戦と防諜

懸案の國防保安法が五月十日から施行され、防諜週間が五月十二日から
全國一齊に展開されてゐる。防諜とは何か？ 防諜とは單に「秘密を洩
らさぬ」ことではなく、外國の秘密戦に對して日本を守る、いはゆる廣
義國防であることを強調し、防諜觀念の徹底を圖るために、こゝに本
號を特輯することにする。

「防諜とは何のことか」とたづねたら、「ボーンチーとは
ふくれること(膨脹)です」と答へたといふ話がある。防諜
といふ言葉の普及して來た今日では、もうこんなことはあ
るまいが、しかしまだ、「防諜とは秘密を漏さぬことだ」
らゐるに考へてゐる人が多いやうである。秘密を漏さぬこと
が防諜だと考へてゐるやうでは、膨脹と五十歩百歩といは
ねばならない。

では防諜とは、一體どんなことであらうか？

武器なき戦ひ秘密戦

—秘密戦に對する防衛が防諜である—

近代戦が國家のすべての力をあげて戦はねばならぬ、い
はゆる國家總力戦であることは、こゝにこと改めて説くま
でもないことであらう。近代戦は武力戦だけで勝敗が決ま
るものとは限らず、武力戦のほか外交戦とか、經濟戦と
か、思想戦或ひは宣傳戦など、武力を用ひない戦ひが、深
刻に戦はれてゐることは、御承知の通りである。

武力を用ひないこれらの戦ひを「秘密戦」といふ。「秘密

戦」といふ言葉でこれらの戦ひを言ひ表すことには、或ひは
異論があるかも知れないが、防諜といふ觀念を説明する
上からいへば、この言葉を使ふのが最も適切であるから暫
くこれに従ふことにする。

秘密戦は御承知の通り、戦時のみならず平時から各國の
間に戦はれてをり、武力戦が開始される戦時となると更に
一層激化するのが常である。そして近頃の戦争では、武力戦
で勝敗を決するより、むしろ秘密戦で勝敗を決することの
方が多くなつてきた。即ち戦争における秘密戦の價値が、非
常に大きくなつてきたのである。なぜそんなことになつて
來たのだらうか？ 順序として一應わかりやすく説明する
ことにしよう。

昔のやうに刀と槍、或ひは弓矢で戦争してゐた時代には
軍需品はふだんから用意しておくことができた。鐵砲がで
きて、火繩銃の時代には大して彈丸も要らなかつたが、
火器が非常に進歩し、口径も大きくなり、數も驚くほど増し
てくると、消費する彈丸、砲彈の量だけでも夥しい數量に
達してくる。それに飛行機、戰車、軍艦、機械化部隊等々、兵

器の進歩するにつれ、しかも、その質と量とによつて戦の勝敗が決められるやうになるに従つて、戦争に要する軍需品の量は天文學的數字にまで達するに至つた。

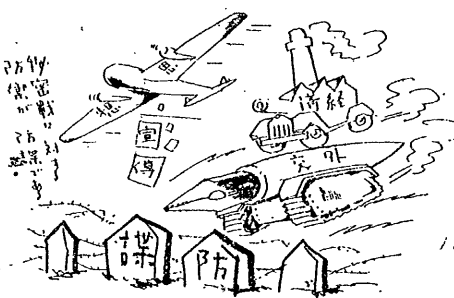
一方、動員される兵員の數も非常に多くなり、軍隊の消費する食糧、或ひは被服だけでも莫大な量に上つて来る。

こんな大量の軍需品、しかもどん／＼消費されてなくなつて行く軍需品を製造し、或ひは補給してゆくには、どうしても國全體をあげてかゝらねばならなくなつて来た。

國全體が戦争にかゝるとなると、戦争は戦線だけではなく、國內も戦場となり、銃後の軍需品製造が間に合はなくなると戦争は負けといふことになる。軍需品を作るには物と金と人が要る。そのどの一つが駄目になつても戦争は負けである。さうなると戦線で押しつたり引いたりしてゐるより、直接國內の生産力を破壊した方が手つ取り早いことになる。こゝに銃後の金と物をねらふ經濟戰、人をねらふ思想戰、宣傳戰などが生れてくる。

いひかへれば國家の國防要素には人と物との二つがあり、更に人は人口と思想の二つ、物は資源と生産の二つ、

に分けられる。昔の刀と槍との戦争では、戦場の軍隊と「腹が減つては戦さが出来ぬ」のでその食糧、これだけが國防要素であつたが、武器の發達と社會の發展によつて、前述の四つの要素のどの一つを破壊されても、國が潰れることになつたのである。



國と國との關係が密接になつた現代では、この國防要素の破壊が、必ずしも武力でなくともできるやうになつた。例へば鐵のない國へ鐵を送らねば戦争は出来なくなる。國中のガソリンを燃やしてしまへば戦争は出来な

い。軍需工場にストライキを起しても戦争はできなくなる。武力を用ひないで戦争に勝てるなら、その方が安上りでよいから、各國とも秘密戰に躍起となるのは當然である。

従つて今後とも、秘密戰の價値はますます高められて行くことが豫想される。

この秘密戰の攻撃に對して國家を護ることが防禦である。すなはち防禦とは、武力戦以外のあらゆる攻撃に對する防禦である。かう考へると「防禦」とは、廣義國防の中から武力戦を除いたものといふことになる。單に秘密を漏さぬこと、といふやうな簡單なものでは決してないのである。

尤も「防禦」といふ言葉は「諜報に對する防禦」といふ意味に解されやすいから、この意味からいへば「防禦」といふ言葉をやめて、「防衛」とでもいつた方が適當かも知れない。

ともあれ今日の戦争では、武力戦と秘密戰の二つを戦ひ抜かねば、戦ひに敗れるのである。銃後の國民は、是が非でも秘密戰に戦ひ勝たねばならない。即ち防禦がわれ／＼國民の最も重大な責務となつて來たのである。

秘密戰の實例

―第五列の活躍や我が國をめぐる秘密戰―

こゝで最近における秘密戰の實例をあげよう。前の歐洲

大戰で、ドイツが武力戦には勝ちながら秘密戰によつて銃後を擾亂され、遂に敗戦の憂目を見たことは何人も知つてゐる。今度の戦争ではドイツは逆に秘密戰によつて非常な効果をあげてゐる。ドイツの電撃作戦以來、「第五部隊」といふ言葉が有名になつたが、例へば、デンマークの電撃作戦では、ドイツは數年前からデンマークに第五列を入れておいて、いざ進撃といふ場合にはその第五列が税關を占領し、侵入した軍隊を要人の所へ案内して、ピストルを突きつけてドイツ側の言ひ分を承服させてゐる。鮮やかな秘密戰の勝利である。またベルギー皇帝以下四十萬の白軍の降伏も、イタリア方面を通じた外交秘密戰の成功であるといはれてゐる。

更に溯れば、開戦に當つての獨ソ不可侵條約の締結、チエコスロヴァキアの無血占領、オーストリア併合等も、こゝとこ外交工作または思想工作によるものであつて、武力戦以上の偉大な効果を、秘密戰によつて獲得してゐるのである。

手近かに、我が國に働きかけられてゐる秘密戰を振りかへ

つて見よう。前大戦後たび／＼開かれた軍縮會議によつて日本の軍備は次第に縮少されたが、これは日本を目標とする巧妙な秘密戦ではなかつたらうか。伸びる日本の原動力である人口の増加を、移民法によつて壓迫し、困つた際に、ついで産兒制限を宣傳して、戦時下の今日人口問題の急を感ずるに至らしめたのは、日本人の人口増殖力に恐れを抱いた白人の秘密戦ではなかつたらうか。

ソヴィエト聯邦の赤化工作が、世界革命を目標とする秘密戦であることは、何等疑ふ餘地はない。しかも今日の日本になほ、赤化思想は根絶されたいへない。更に現在、既に五ヶ年に亘つて戦ひつゞけてゐる支那事變も、東洋において日本と支那を戦はせ、兩國がへ／＼になつたところで、自らは少しも武力を使はず東洋を征服しようといふ、第三國の大規模な秘密戦でないか誰がいへよう。

これらの恐るべき秘密戦を防ぐのが防諜である。單に秘密を漏らさぬことが防諜である、などといふ簡單なものではないといふことは、この例でもおわかりのことと思ふ。

秘密戦の攻撃手段

— 諜報、宣傳、謀略によつて平時から戦はれる —

スパイの行ふ秘密戦の手段、すなはち攻撃方法を分けて考へると、諜報、宣傳、謀略の三つに分けることができる。

諜報とは、目的を隠して情報をとる行爲をいふ。その情報が秘密の事であらうとなからうと、情報の取り方が合法であらうと非合法であらうと、或ひは公然とやらうと隠密にやらうとを問はない。目的を相手に秘して情報を取ればそれが諜報行爲である。

戦争をするには先づ敵情を知ることが先決要件である。諜報は武力戦或ひは秘密戦の作戦計畫の基礎になる情報を集めることであつて、これに基づいて武力戦、外交戦、經



諜報、思想戦、宣傳戦等の攻撃が開始される。

戦争が武力戦に限られてゐた時代には、諜報は軍事的な秘密だけを目標としたが、國家總力戦の今日では、それ以外のあらゆる國家總動員機密——普通には秘密とは思へないことまで諜報の對象となるのである。

宣傳とは、御承知の通り、ある事柄を相手に知らせて理解と共鳴を求め、宣傳自體は悪いことではなく正しいことであるが、防諜の場合にいふ「宣傳」は大體において謀略的な宣傳を指してゐる。しかも一見よささうな宣傳でも、結果において悪い結果を生ずる場合があるので、「これはいい宣傳だから謀略宣傳ではあるまい」と心を許してはならない。防諜の方面からいふと、いい宣傳であらうと、悪い宣傳であらうと、或ひは文書、口頭、映畫、その他方法の如何を問はず、その結果が我にとつて不利となるもの、または不利と豫想されるものは、有害宣傳として取締る必要があるのである。

謀略とは密かに策略をめぐらして、直接的に相手に害を加へる行爲である。スパイの行ふ謀略には、鑛山を爆破

したり、鐵橋を爆破したり、或ひは工場に火を放け、倉庫に火をつける破壊謀略や、ストライキやサボタージエを煽動して生産力を低下させ、戦争遂行を不能ならしめる思想謀略等、恐るべきものがある。

鐵や石油の輸出を禁止して相手國を苦しめる經濟封鎖なども、謀略の一種と見ることができよう。

以上の諜報、宣傳、謀略の三つの手段によつて、秘密戦は平時から着々と準備され、實行されてゐるのである。

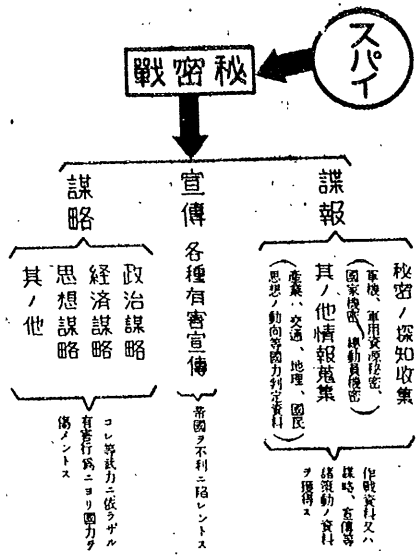
スパイの正體は？

— 覆面の男ではなくて、合法的な組織の網 —

では次ぎに、この恐るべき秘密戦を仕掛けてくるスパイとはどんな者か？スパイの正體は何か？といふことになる。

一般にスパイといへば、映畫や小説に出て来るやうな、種々の方法で人を籠絡して秘密を盗み出す、或ひは金庫をあけて重要書類を盗み出す影のやうな男、またはマタ・ハリ

スパイの活動状況



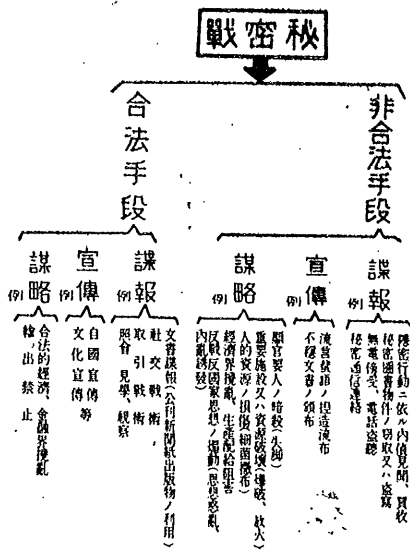
るにはあるだらうが、しかし現在、日本にはかういふ諜者は餘りゐない。日本ではそんな危険なことをしなくては白晝堂々と大手を振って仕事ができるからである。ではスパイの正體は一體何かといふと、それは「外國の合法的な組織の網」であるといへる。今日では、これなくてはスパイはできない。何故できないかといふと、今日

では各國とも防諜に相當の努力を拂つてゐるので、どここの工場でも秘密書類をさう簡単に盗めるものではない。しかし秘密は金庫の中に藏つて、鍵をかけておけば絶対に盗めないかといふと、絶対にそんなことはない。第一そんな秘密といふものは世の中に一つもありません。

假りにそれを非常に重要な秘密兵器の設計圖としよう。これに「軍極秘」の判を捺して金庫の中に藏つておけば、先づ誰にも盗めないわけだが、金庫の中に藏つて置くだけでは紙屑同様のものに過ぎない。全體の設計圖は金庫の中にあつても、部分々々の圖面は必要な方面に配布され、部分品は職工の手によつて作られてゐる筈である。すなはち軍極秘の書類の秘の内容は、金庫の外に出てゐるわけである。金庫の中の物をとるのは難しいが、外へ出てゐるものを、一つ一つは断片的なものでも、澤山集めれば金庫の中の本尊がわかるのである。

卑近な例でいへば、こゝに何か動物の繪があるとすれば、大の繪だか猫の繪だか、全體の圖面は見せてくれないから

わからない。ところがその圖面を幾つかに小さく切つた物がバラバラになつてあるとする。その一つ一つを見てゆけば、頭はこんな恰好をしてゐる、足はこんな風で何本ある、尾の恰好はかうだ、とだん／＼わかつて来て、もとの繪が牛の繪であるか、馬の繪であるか、大概わかる筈である。



秘密戦の手段

軍の作戰計畫でもさうである。作戰計畫を作つても金庫の中に藏つておいては何にもならないので、それに應ずるやうにすべてのものを動かさねばならない。軍隊も作らなくてはならぬし、火砲彈藥も、戦車も、飛行機も、自動車も作らねばならない。かやうに作戰計畫の書類は金庫の中に入つてゐても、それを推知するに足るものが世の中に入つても出てゐるわけである。そしてそれを見れば、日本軍はどういふ作戰計畫を樹てゐるか判断できるのである。

そんなに秘密なものなら、しつかりした軍の工場で作ればよいではないか、との説も出ようが、前に述べた通り、戦争の規模が大きくなつた今日では到底それでは間に合はない。要するに戦争が國家總力戦といふ形をとつてきた今日では、國家の秘密が一般國民の手もとにまで行き渡つてゐるのである。例へば兵器、彈藥、被服の製造などは、昔は軍自ら作つたが、今日では民間の各方面で作つてゐる。軍隊を動かすにしても、今日の戦争では非常に澤山の兵が必要であるから、どうしても動員下令が必要である。

が動き出して、國防婦人會や愛國婦人會の人等が徹夜する。その間に「どちらの師團ですか?」「どちらへお出でですか?」などいふ質問がつい出勝ちである。そんな話が次から次と傳はつて、例の網を通じてどんく入つてくる。すると何々師團の先頭部隊は何日何時分どこへ通過して、どの方面へ向つた。第何師團は何月何日、何丸に乗つてどの港を出港、どの方面に向つた、日本の軍隊はどのぐらゐ、どの方向に動いてゐるかといふことが直ぐわかる。

即ちある土地での見聞では、局部的で大した價値のないことでも、廣く日本全國に網を擴げてゐる合法的な組織の網にひつかゝり、そこで整理されると重大な情報となるのである。スパイは、何でもない話、断片的では決して法規にはひつかゝらない



話を廣い範囲から集め、整理して、重要な秘密事項を察知してゐるのだといふことを、國民はよく認識して、おしやべりに注意していただきたい。でない、スパイの片棒をかついだといふ結果になるのである。

最近では警戒が嚴重になつたため餘りやらなくなつたが、官衙、學校、工場、會社等へ照會を發し、その回答から諜報を得る方法もよく行はれる。注文をするふりや、學術上の参考にするふりをして照會するのである。真正面から「製造高はいくらか」と照會すると怪まれるから、時には「私のところではこれだけしかできないから、とてもその御注文には應じられません」と正直に白狀してしまふのである。最近では正式の照會は出さず、裏面から御馳走政策等を用ひて口頭で交渉してゐる形跡がある。

恐るべき文書諜報

— 公刊物の中から諜報がとれる —
外國の諜報機關は、官廳や會社の出してゐるいろいろの

印刷物や寫眞、新聞、雜誌、繪葉書、地圖など、あらゆる公刊物を集めてゐる。一般に販賣し又は配布してゐるこれらの公刊文書の中から、彼等は希望する情報を得てゐる。これを文書諜報といふが、組織的な文書諜報にかゝると、どんなことでも分つてしまふのである。

政府の出す統計や、新聞社の編纂する年鑑、各大學で出す學術研究報告、或ひは正確な地圖や寫眞等の出版物を組織の網を通じて買入れる。學術關係の機關が學術關係のもの、經濟關係の機關が經濟關係のものといつた具合に買集めるのであるから、何等怪しまれるところはない。殊に日本の公刊物は、防禦觀念が薄かつたから實に克明正確で、外國スパイにとつて實に重寶なものなのである。



現にある大使館では、北は樺太から南は臺灣まで、全國各地の地方新聞六十餘種をとつて見てゐる。「何々發電所の故障で東京全市の省線電車が停つた」といふやうな記事が出てゐると、「東京の交通をストップさせるためにはその發電所を爆撃すればよい」といふことが直ぐわかる。かやうに「見なんでもなさうな記事の中から、重要な情報を拾つて、どしどし本國へ送つてゐるのである。

またある大使館では、東京だけで年に二萬數千圓の雜誌圖書を購入してゐる。その本の種類も非常に廣範圍であつて、ありとあらゆるものを買つてゐる。小學校の國定教科書まで買つてゐる。その中で注意すべきは、各種の統計や年鑑、要覽、學術研究報告等である。例へば「試験研究項目要覽」を見れば、あの博士は現在何の研究をしてゐる、八幡製鐵所の誰々は鐵のこれこれに關する研究をしてゐる、といふことが一目瞭然である。「建築年鑑」を見れば、その年に建つた建築の設計は誰、請負つた者は誰と載つてゐる。そこへ手を廻して設計圖を集めれば、その建物を破壊するには何種の爆彈何發、面積がこれこれだから高度い

くらで何機編隊で行けばよい、といふ空爆の際の資料が集まるのである。また細菌學の研究書など、逆に日本に對する細菌謀略の資料を與へてゐるやうなものである。

統計、年鑑類を見れば、相當重要なことまで出てゐるから、日本に對する經濟謀略、金融謀略をいかに行ふべきかといふ資料はいくらでも出て来る。ずつと前にソ聯で出来たオーターニン、イー・ヨーガン共著の「日ソ若し戦はば」一名「日本の戦時持久力」を見ると、日本の各種文書や外國にある日本に關する資料から、實に綿密に日本の戦時持久力を判断してゐる。

こんな具合に、公刊の出版物、文書を澤山集めて、鋭い諜報眼で科學的に整理すれば、日本の國力がわかるから、この方面に餘程注意しないと、國民がしやべるのをやめても、秘密がどしどし漏れてゆくことになる。

かやうに文書諜報を重視して、二萬數千圓の圖書を買入れてゐるその國の文書防諜は非常に徹底したもので、すべての印刷物を、公刊物と雖も殆ど一切國外へ出してゐない。あらゆる印刷物を一切國境で止めてしまふのである。

反對に日本からはどしどしいろいろなものも外國へ出てゐる。だから諸外國では、日本のありとあらゆることを知り抜いて、經濟封鎖でも破壊謀略でも、日本の最も痛いところを衝くことができるのである。

地圖と寫眞の話

—スパイに至極重要な日本の地圖と寫眞—

地圖にしても、わが陸海軍は重慶の正確な地圖を得るのに非常に苦心した。支那側の重慶の地圖には町名と番地しか書いてないからである。非常な苦心をしていろいろな情報を集め、委員長行營はどこ、立法院はどこ、放送局はどこ、と敵の重要施設を一つ一つ調べ上げ、また一方各國の領事館とか教會、病院など外國の權益を調べ上げて、はじめて重慶爆撃を執行し得たのである。この重慶の爆撃を準備し上げるまでには、實に多大の費用と時間とを費してゐる。

ところがこれが日本だと、水源池、聯隊、兵器廠、電信局、放送局、火藥庫、飛行場等、國家の重要施設を正確に

詳しく記入した市街圖を、どこの都市でも僅か二十錢か三十錢で賣つてゐる。中には丁寧に、將來の都市計畫圖から、裏に重要建築物の寫眞までつけたのがあつた。これを本國へ送れば直ぐに立派な爆撃目標圖となるわけである。

相手が支那だから良い地圖がないのだらう、と考へる人があるかも知れぬが、最近の外國の地圖は取締りが嚴重で、重要施設は全然載つてゐない。英國では一寸十二哩の梯尺の地圖(約七十六萬分の一の地圖で、勿論我が國の五萬や二十萬の地圖などは比較にならない程簡單なもの)まで個人の携帯を禁止したさうである。

次に寫眞であるが、英國では寫眞統制令といふのがあつて、國防大臣の許可がなくては、國家の重要施設は殆ど寫せないことになつてゐる。ドイツでは政府の許可がなくては一切の寫眞類を國外へ持出せなくなつてゐる。支那でも鐵橋は一切撮影禁止になつてゐる。

従つて、わが海の荒鷲が援將ルートの鐵橋を爆撃するにしても、寫眞を手に入れるのに非常に苦心をした。地圖だけで寫眞がなければ、爆撃するにしても非常に困難であ

る。大體どんな地形のところにあるか、どんな鐵橋であるか、どんな物で作つてあるか、どれぐらゐの高さであるか等を一度偵察しなくてはならない。偵察飛行をやれば敵に悟られもするし、犠牲も出る。



ところが寫眞が一枚あると、嫌でも應でも、橋脚はコンクリートで、高さはどれ位、何処の爆撃でよゝ、附近の山の恰好から高度何米で何機編隊で行けばよゝ、といふ計畫がすつかりでき上る。寫眞があるとならば、爆撃の成績が全然異なるのである。

ところが支那では、前述の通り鐵橋の寫眞は一切撮影禁止なので、どうしても手に入らない。随分苦心した結果、その鐵道を建設した技師がその鐵道建設のことを書いた本の中に、やつと貴重な鐵橋の寫眞があるのを發見して、早速利用したのである。

翻つて日本の状況はどうかといふと、鐵橋とか停車場とか、放送局などといふ重要施設は大概繪葉書になつてゐる。外人が旅行すると、こんな繪葉書や地圖をどん／＼買つてゐる。鐵橋とか驛とかの寫眞を自由に寫させてきた國は、一等國では日本だけであつた。その意味からいへば、日本は三等國だ、支那より以下だつたといへるのである。

會社、工場などでは、營業案内やカタログなどに、大がいに俯瞰攝影の工場全景、社屋全景等を載せてゐる。外國のスパイは組織の網を通じて、これらの繪葉書や營業案内をどしどし集めてゐる。この點からいつても日本人は、知らず知らずといひながら、まるで外國のスパイのお手傳ひをしてゐるやうなものである。

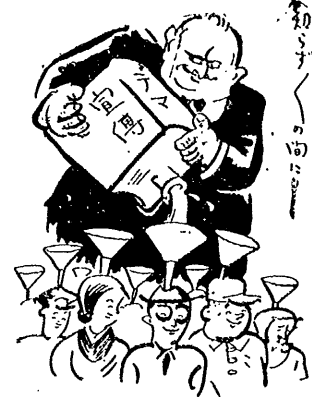
宣傳戰最近の傾向

一 國民生活の不安をねらふ謀略宣傳

次に宣傳の話に移らう。こゝに述べるのは、秘密戰の攻撃手段としての宣傳であるから、前にも述べた通り、謀略的な宣傳の話である。

分の希望する方向へ引つ張つて行かうといふ傾向にあるやうである。すなはち本来なら右なら右のものを、編輯または發表方法の巧妙さによつて、左と思ひ込まさうといふのである。

例をあげて話すと、銀座の某デパートの閉店後、女賓子が



し、すべての産業は七十五%まで女の従業員によつて占められてゐる」といふ説明がついてゐる。

宮城前で勤勞率仕隊が活動してゐる寫眞を出して、「支那事變のために勞働力が不足したから、日本は少年少女を驅りだして強制勞働をやらせてゐる」との説明がついてゐる。

前の歐洲大戰の時には、世界の通信網は悉く聯合國側の手に收められてゐたので、わが國などに傳へられたのは聯合國側の宣傳ばかりであつた。戰爭が済んで、ドイツ側の話をきいてみると大分話が違つてゐる。殊に英國は相當に悪どいデマ宣傳戰術を用ひてゐたことがわかつたので、今度の歐洲戰爭が始つて、英國側が盛んに宣傳を始めたが、各國では相當に割引してきくので餘り効果が上らなかつた。

現在の宣傳戰の傾向を見ると、餘り出鱈目なデマ宣傳はやらなくなつたやうである。これにはラジオの發達も大きな力となつてゐる。すなはち英國側がどんなにデマ宣傳をやつても、ラジオの電波は封鎖することはできないから、直ぐに尻尾を出して終ふ。そこで新聞を見ても、ドイツ側が發表すると英國側でも率直にこれを認める。場合によつては豫じめ味方の損害を發表して、敵側から誇大に宣傳されるのを防ぐといつた調子である。

かやうなわけで現在では、極端なデマ宣傳はやつても却つて逆効果なので、本當のこと、事實のことを並べ、その並べ方や繼ぎ合せ方、すなはち編輯によつて、相手方を自

る。日本人が見ればナンだと思ふ寫眞でも、外國人が見れば、説明を信じて「その中に日本は潰れてしまふだらう」と思ふやうになるのである。寫眞そのものはインチキでもなんでもないが、編輯によつてまるで反對の結果が出てくる。結局、個々のことは本當でも、その結論はうっかり信じられないことになる。否、向うは、その結論を信じさせるために、事實を基に編輯するのに苦心してゐるのである。

例へば、「日本にはガツリンも不足してゐる。鐵も不足してゐる。米も足りなければ木炭も足りない。餅もなければ、お酒も飲めない。これは戰爭をしてゐるからだ。早く戰爭を止めぬと國が潰れてしまふぞ」といはれたとする。なるほど足りないことは事實である。「して見ると、さうかなあ」と、その結論を信じて騒ぎ出したとすると、前の歐洲大戰のドイツの二の舞で、その外國の謀略宣傳の思ふ壺にビツクリはまつたことになるのである。

更に恐ろしいのは、前に述べた諸外國のスパイの組織網

が、銃後の國民生活を攪亂する生活不安の事實を計画的に發生させ、一方これに相應する宣傳をやつてゐることである。

例へば、ガソリンの配給を一寸手加減して、ガソリンスタンドの前に自動車の長蛇の列を作らせて、何となく不安の空氣を漂はせる。或ひは漁船の重油を制限して魚の値を吊り上げ、國民生活を壓迫する。そして一方では品不足と生活不安を宣傳するのである。

一頃のマッチ不足の裏にもかうした恐ろしい秘密戦の魔の手が動いてゐた。すなはち當時の自由主義的な生産配給機構の弱點を狙つてマッチを大量に買占めて國外へ流し、某國が莫大な利益を得る一方、その組織網を利用して、「買溜めて置かねば大變なことになるぞ」「いま暫くマッチを賣らずに置けば一儲けできる」などと、マッチ不足の現象に即應した宣傳をやつた。この宣傳に乗つて買溜めをやる、賣惜みをする、闇取引が起る、となつてます。物は少くなる。社會不安は増大する。かうしてあのマッチ飢饉を招來したのである。

には、政治謀略、經濟謀略、宣傳謀略、思想謀略など種々あるが、現在日本として防諜上最も注意すべきものは、經濟謀略から導かれる思想破壊であるが、このことは既に前に述べた。現在アメリカが實施してゐる輸出禁止、即ち經濟封鎖も、經濟謀略の一つの現はれと見ることができ、即ち經濟封鎖によつて戦争遂行を不能ならしめると同時に、國民の生活を逼迫させ、その不安動搖に乗じて、反國家、反戦の方向へ導かうといふのである。



しかし經濟封鎖をやつただけで、直ぐに相手方が参るとは限らない。その國が賣らなくても、他の國から買ふ手もあるし、ストックもあれば、國內で生産もできる。そこで最後の最も直接的な手段

このやうに、單に自然發生的な事實を編輯しての宣傳に止らず、組織の網を通じて經濟的の謀略をやり、國民生活の不安を人為的に作つて、これに即應した計画的な宣傳をやつてゐるのである。つまり、經濟的破壊と思想的破壊とによつて、銃後を急速に崩壊せよと努力してゐるのである。従つて買溜めや賣惜み闇取引等をやつたり、流言蜚語を信じてデマを言ひふらしたりする人は、スパイの手先になつて我が國を滅ぼさうと努力してゐると言つてよいのであつて、防諜上斷乎たる取締りが必要である。今回、國防保安法の制定によつてこれらの宣傳、謀略等を取締るやうになつたのは、もとより當然のことといはねばならない。

われわれ日本國民は、眼前にいかなる事實をつきつけられようとも、決して動じてはならない。日本の行くべき道はたゞ一つ、世界新秩序の建設あるのみだからである。

最も陰險な謀略

一放火、爆破、細菌撒布、ストライキ煽動等

次に秘密戦の第三の攻撃手段である謀略である。謀略

は、破壊といふ謀略である。破壊には爆破、放火、細菌等がある。油のタンクを爆破する、炭坑を爆破する、工場、發電所を爆破する、棉花の倉庫に放火する、或ひは従業員に對して細菌、毒物を投ずる等、直接に人的、物的資源を潰滅させ、生産力を低下させて、國力の急速な消耗を圖るのである。これは一方において、治安を紊し國內不安を惹起して、思想的崩壊を速める効果もあることはいふまでもない。

滿洲あたりで何百萬圓もの棉花が燒拂はれたり、時計仕掛の爆彈で鐵橋、驛、その他の重要建物が爆破されたり、或ひは馬三千頭が炭疽菌でやられたこともある。これは明らかに某國の細菌謀略だといはれてゐる。

一衣帯水の彼方で、かゝる敵性第五列の謀略活動がある以上、國內にもその魔手が伸ばされてゐないとは限らない。事變勃發以來、工場の災害が逐年増加してゐるが、この中に、スパイの破壊謀略の魔手によるものが、絶對にないとは斷言できないであらう。

このほかに生産力を破壊する謀略としてストライキやサボタージュの煽動もある。

對日秘密戰の特異性

—心すべき我が弱點のかずく—

日本に對しての秘密戰、即ちスパイ活動は、非常に樂に出來るといふ。その根本の原因は、日本人の無條件な外國崇拜熱である。これに、日本人の防諜觀念の不足、言論出版統制の不徹底、防諜法規の不備等の諸點が加はつて、恐るべきスパイ活動を容易にさせてゐるのである。次に日本における秘密戰の特異性を拾つて、防諜上の参考にしよう。

第一の特徴は、前述した通り、外國系の銀行、會社、教會、學校、社交團體等、合法的な組織の網がスパイの主體となつてゐる點である。この點は歐米におけるスパイ組織とは根本的に異つてゐる點で、結局日本の歐米依存主義がかういふ結果を招來したものである。そしてこれによつて、諜報組織が、殆ど半永久的に我が國內に配置されてゐるのわけである。

諜報員にしても、長く日本に在留してゐる者が多く、某

駐日大使館附武官の如きは、既に在日三十年に及んでゐる。東京にゐる某國領事も既に在留二十年である。長い在留期間であるから従つて、いはゆる親日家といはれる人が多く、さういふ人に案外とんでもない諜報員がゐる。例へば某大使館附武官夫人等は有名な親日家で、日比谷公園の街頭に立つて活躍した



りしてゐたが、その裏面では陸軍省の紙屑集めもやつてゐたのである。諜報組織が半永久的で、諜報員の在日年限の長いのが第二の特徴である。

また、小國の大公使館或ひは團體等を、強大國の諜報機關が補助機關として利用してゐる。これは白色人種對黄色人種といふ人種觀念と、本國における外交關係から來てゐるのであつて、弱小國がいろ／＼諜報上の手傳ひをしてゐるから、小國や第三國のものだからといつて心を許すこと

とは禁物である。

日本では白人は一目で外國人とわかるため、外人諜報員は行動が目につきやすい。従つて日本人をスパイに使ひたがつてゐるのであるが、愛國心の強い日本人のことであるから、なか／＼思ふやうには行かない。そこで止むを得ず自ら視察するため、觀光とか旅行とか、種々の名目でカムフラージュして、外人が國內を歩き廻ることが非常に多い。旅館や案内者、交通従業員は勿論、一般の國民も、これらの旅行者には十分注意しなければならぬ。我が國は陸接の國境は非常に短い、海岸線を國境と考へると、非常に長い國境線を有する國である。その海岸線の要點、弱點にスパイの眼が光るわけであるから、重要な海峡、港灣等は厳重に警戒しなければならない。また軍事的な施設、地點等に限らず、我が國に對しては特に地形の調査に重點を置いてゐるやうである。これは空襲の場合の參考資料となるのである。

日本におけるスパイが、出版物によつて情報を獲得する文書諜報に力を注いでゐることは前に述べたが、これまた

日本におけるスパイ活動の大きな特質である。

近年目立つて増えてきた諜報活動は、工業力、經濟力等の調査であつて、諸外國の對日諜略も經濟部門に主力を注いでゐる。國民の愛國心が極めて強いため、我が國に對して思想諜略は困難とみたためか、我が國の最大の弱點が經濟部門にあると見たためかであらう。經濟諜略によつて思想の攪亂や、社會問題、政治外交問題を惹起するやうに計畫し、一方この隙に乗じて宣傳諜略、思想諜略等を行はうとするものであるから、諸外國の經濟諜略に對しては最も嚴密な注意を要する。

防諜の主體は國民

—國民の一人々々が防諜の戰士—

以上、日本におけるスパイの正體はどんなものであり、それがどんな活動をしてゐるかを述べた。要するに外國の合法的な組織の網がスパイの實體であり、この組織の網が日本全體を蔽うてゐるのである。そして國家總力戰の形となつて、秘密が一般國民の間に行き渡つてゐると、國民

の防諜觀念の不足に乗じて、悠々と諜報をやり、宣傳、謀略等を選りくしてゐるのである。

これを防ぐのが防諜である。そして防諜の主體はあくまで國民全體である。今日の防諜は決して官憲や軍の力だけで出来るものではない。

なぜなら、しばしば述べた通り、國家總力戦の今日では國民全部が秘密を持つてをり、知つてゐるのである。兵器、彈藥、糧食、被服の製造は軍が一手でやつてゐるのではなく、相當の部分を民間でやつて貰つてゐる。將兵は社會の中から應召し、歸還軍人となつて社會に戻る。従つて軍に關する情報も民間にあるから、民間でどん／＼漏らしては、第一、軍の防諜もできない。

それに、國家總力戦になつて、スパイの狙ふ諜報の對象を國民が持つやうになつたのであるから、この意味からいつて防諜の主體は國民自身となつて來たのである。宣傳についても同様に、國民が防諜の主體である。宣傳の對象はいふまでもなく國民である。だから國民が、どんなことをいはれてもその宣傳に乗らない、デマ宣傳を信用

せず、自國の政府に信頼してをれば、いかに巧妙な宣傳をしても無駄に終るのである。

謀略についても、工場なら工場、倉庫なら倉庫の、持場持場を各人が嚴重に守り、放火されたり、破壊されたり、或ひはうかつか煽動されたりしないやうに用心さへしてをれば、相手の破壊謀略は成功しないわけである。

一寸した不注意が...

お互ひに最も注意を要するのは、一寸した不注意によつて知らず／＼の間にスパイに秘密を提供するといふことである。左に一寸した不注意から防諜上大きな結果を來した例を紹介しよう。

A... 某大會社で、重要書類は焼却するといふ規定があつたにもかゝらず、機密書類の取扱責任者が何心なく「この紙の裏をメモに使へ」といつたので、従業員が普通の書類だと思ひ込み、社外に持ち出したため、轉々として外國の諜報機關の手に入つたことがある。

B... 某軍需品工場の下請工場主が秘密兵器の設計圖を借用して歸るとき、その青寫眞をズボンのポケットへ入れて自轉車に乗つたため、途中で落し、軍の秘密兵器の内容が外國に漏れた。

C... 軍需品輸送の際、某港で荷札が

經濟封鎖にしたところで、たとひ封鎖をされても國民の覺悟一つ、即ち、「あくまでも困苦缺乏に堪へる」といふ國民の決意次第で、經濟封鎖の効果は大きくもなれば小さくもなる。従つて、謀略に對する防諜の主體も國民である。

今日では警察官や憲兵だけで防諜をやることは絶対に不可能である。國民各自がやらなくては防諜は絶対に出来ない。假りに一人の泥棒があるとして、その泥棒に絶対に物を盗ませまいとすれば五人や十人の警察官が要る。スパイが合法的な組織の網となり、全國のいたるところに網を張りめぐらしてゐる今日では、これを官憲だけの力で取締ることは不可能である。

國民が防諜に關する認識を徹底的に改め、防諜の主體は國民であるとの自覺を以て、その言動を慎重にしなければ、到底防諜の完きを期することはできないのである。

いかにして防ぐか

—外國依存、歐米崇拜から脱却せよ—

防諜の主體がわれ／＼國民であることはわかつた。で

は、いかにして秘密戦の攻撃に對して防衛するかである。

スパイの正體は外國の合法的組織の網であると述べた。然らば防諜の根本問題は、この秘密戦の主體たる外國の組織網を取除くことである。

即ち資本、技術、學術、宗教等、あらゆる部面における外國依存から、一日早く脱却することが必要である。

落ちて倉庫附近に散らつてゐたのを、仲仕や監督がそのまゝにしておいたため、極秘裡に某方面に輸送される軍需品の種類や輸送先が暴露した。

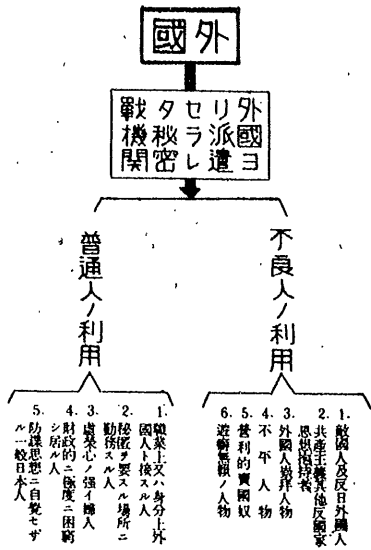
D... 軍の重要工事に關係した購買人

某が、電氣工事の設計書を入れたトランクを歸の待合室において、切符を買ひに行つた一寸の間にトランクを盗まれ、軍の工事の内容が暴露した。

E... ある歸還軍人が自分の手柄話を

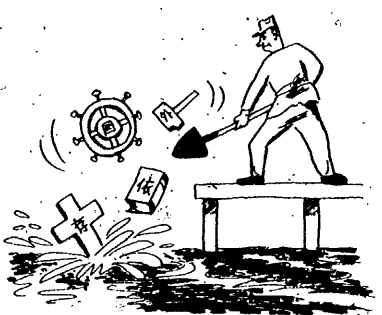
するために、戦地で與へられた軍の命令、編成に關する書類、その他戦闘の状況等を記入した手帳を郷里に持ち歸つて、實戰談をしたため、軍の秘密を一般に暴露した。

F... 某會社の總會の席上で、戦地から歸還した一社員が、外人社員があるのにもかゝらず遠慮なく實戰談をやつたため、軍の秘密事項が外國へ漏れた。



歐米依存を續けてゐる限り、防諜は絶対にできない。例へば電力には莫大な外債が入つてゐる。そのために外國人が各電力會社の會計検査にきて、すつかり書類を檢閲し、現場を調査し、必要な報告をとつてゐる。その報告によつて、どの發電所ほどの工場とどの鐵道に、どれだけの電力を配給してゐるかがはつきりわかつてゐる。どの發電所を

爆破すればどの工場とどの工場が駄目になり、どこの輸送が止るか、簡抜けなのである。
汽船などでも、英國系の海上保險會社など、日本に多數の支店を持つてゐて、船舶關係のことはすつかりわかつてゐる。また外國の火災保險會社に再保險すると、工場の内容が全部向ふへわかる。いろ／＼の工作機械も全部外國から買入れ、外國から技師を招聘してゐたから、日本の秘密は外國へ筒抜けである。
こんな外國依存の状態では防諜はできない。どうしても外國の御世話にならぬ、自主獨立の日本を作らねばならない。即ち高度國防國家を一日も早く建設しなければならぬのである。
高度國防國家の建設は、防諜の立場か



らいつても、極めて緊要な事柄である。

經濟、學術、宗教、その他あらゆる部門において外國依存を脱却すると同時に、現在のやうに日本人がたゞわけもなく外國人を崇拜し、外國人と交際するのを誇りとするやうな状態を、一日も早く矯正せねばならない。

「これは舶來だぞ」といふ言葉が正直に白狀してゐるやうに、日本國民の殆ど全部が無意識に、いだいてゐる外國崇拜、外人崇拜の觀念が、外國の組織網を喜んで國內に導き入れたのである。恐るべきスパイの活動を容易にさせてゐるのもこの觀念である。

無條件の外國崇拜こそは、諸外國にとつて對日秘密戰の最も良い足場であり、スパイ活動の温床體となつてゐるのである。

防諜觀念徹底の急務

我が國最大の弱點は防諜觀念の稀薄——
我が國內にある外國の組織網なるものを、完全に取除くことが早急には實現できないとすれば、残る方法は、國民の

防諜觀念を徹底的に向上させる以外にはない。

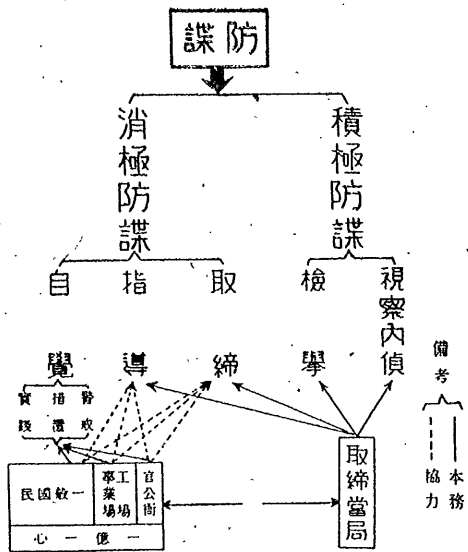
由來、日本國民は防諜觀念が稀薄であり、これが我が國現下の最大の弱點であるといはれてゐる。防諜觀念が薄いのは、我が國が他國の侵略を受けたことがなく、また將來も絶対にないといふ自信が一つの原因をなしてゐる。丁度病弱な人が衛生を重んじ、健康な人に衛生の觀念が薄いのと同じだともいへるであらう。しかし外國から侵略を受けたことがないといふのは、武力戰においてのことであつて、秘密戰においては



既に敵の侵略を受けてゐる、といへる。スパイの跳梁がその例である。

陸によつて接した國境をもつてゐないことも、防諜觀念を稀薄にしてゐる一つの原因であるかも知れぬが、科學の進歩發達した今日では、國境を接してゐるゐないは、問題

防諜方策



備考
本務
協力

鐵道の沿線には重要地帯が非常に多い。殊に工業の密集地帯や、港灣を見下したところ、大都會の周圍等は特に重要視しなければならぬ。緊張した防衛意識からすればこれは實に危険なことである。法規で禁じてないからといって、外國人等に何處でもパチ／＼寫させることは、一般國民の防諜觀念が弛緩してゐるからだといへる。

寫眞を撮る者がスパイだといふ意味ではないが、スパイに利用されるかもしれないやうな寫眞は、寫させない、或ひは寫さないやうに注意することが、防諜上の心構へではあるまいか。萬人にこの心構へが養はれなければ、防諜は徹底するものではないのである。

防諜と法規との關係

— 法律を守つただけでは防諜はできない —

ではなくなつてきてゐる。
汽車の窓から外國人が、小型寫眞機でパチ／＼寫眞をとつてゐたとする。その場所は撮影禁止區域ではないが、軍事と一般社會との關係が複雑且つ密接となつた今日では、

次に防諜と法規の關係であるが、防諜は法律の禁止を守つただけでは、絶対に出来ないことを、明確に認識していたゞきたい。防諜に關する法律としては、軍機保護法、軍用資源秘密保護法、それに今度の國防保安法、その他、

要塞地帯法、軍港要港規則、陸軍輸送港域軍事取締法等いろいろある。しかし法律といふものは、最後の線だけを押しやめたものであつて、法律でいけなさいといふことだけを守つておればいゝかといふと、それでは防諜は絶対に不可能である。

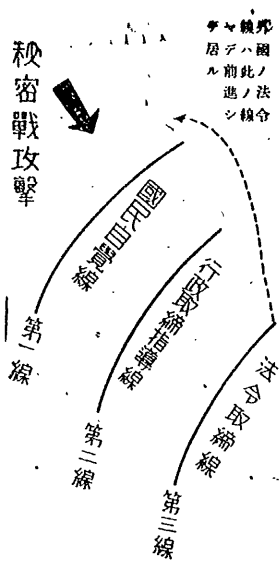
例へば軍機保護法で、東京横濱附近では、地上二十米以上の高所からは、許可なく寫眞をとつてはならないことになつてゐる。では二十米以下なら鐵橋をとらうと驛を撮ら

うと差支へないことになるが、法律に觸れてゐないといふのでこんなものをどし／＼出してゐると、とんでもないことになることは、前にあげた海鷲の鐵橋爆撃の例でおわかりのことと思ふ。従つてこゝに、官憲の行政指導が必要となつてくる。法規にはなくても、防諜上必要と認める措置はどし／＼とつてゆかなくては、本當の防諜はできないのである。

最近某國が各工場の手業案内を集めてゐるので、陸海軍の「指定工場」といふことはなるべく書かないやうに指導する。すると「納品先陸軍省、海軍省」と書く。これもいけなさいといふと製造品目の中へ「陸軍省指定……」と書く。こんなことでは、秘密にしてゐる軍用資源秘密保護法による指定工場の秘密を保つことはできない。各官憲の行政指導に、進んで服従するだけの心構へにならなければ、防諜は絶対にできないのである。

ところが日本人はこの點の認識がなくて、「防諜上有害だから止めてくれ」といふと、「それは一體どんな法的根據によつていふのか」と喰つてかゝる。「防諜に關する限

防諜陣地



り……ことろはから説明しなくてはならぬのである。

また、「防諜上感心しないから止めてくれ」といふと、「これはあの本にも載つてゐる。あの本によいものがどうして自分のだけ悪いのか。もう相手方には分つてゐる筈だ」と反問される。しかし、これは諜報を少しでもやつた者には直ぐわかることであつて、スパイといへども神様ではないから、日本の出版物を全部読んで情報を得てゐるわけではない。百の本の中に一つや二つなら、案外目を逃れることがあるのであつて、一つに載せたからといふので、すべての本に書いてよいといふことにはならないのである。

個人の防諜心得六ヶ條

—防諜は銃後國民の責務—

では、國民としてどんなことに注意すればよいか、一般人の防諜の心得といふべきものを、簡條書きにしてあげてみよう。

一、各、自己の言葉を慎むこと

口は禍の門、防諜の第一の要諦は何といつても言葉である。

つて歸つて忘れてゐたといふ話もある。危険千萬なことである。

三、自己の持場を嚴重に守ること

各人の一人々々が、秘密戦に對して自分の持場を守ることは、銃後國民としての責務である。自分の持場へスパイが潜入したり、爆破や放火、細菌撒布等の危害を加へられぬやうに注意しなければならない。

四、他人の言葉や記事等に軽々しく迷はされぬこと

日本人は人を軽々しく信用して、直ぐ秘密を打ち明ける癖がある。ある外國スパイは「日本では先づ相手に信用されるのが第一で、スパイをしようなどと思つてはならない。信用されるやうになれば情報は自然に入つてくる」といつてゐる。「俺はスパイだが……」と言つて近寄つてくるスパイは一人もないのである。まして御當人すら、スパイの手先になつてゐることを知らない場合が多いことは、既に述べた通りである。

他人の言葉や書物に書いてあることを軽々しく信用すると、敵の宣傳、或ひは謀略にひつかゝる虞れがあるから、

慎むことである。不用意な言葉から、或ひは重大な秘密を漏らし、或ひは謀略、宣傳に踊らされるやうなことをな、いやうにしなければならぬ。

殊に業務上、秘密に關係してゐる人は、業務上是非言はねばならぬこと以外はしやべらぬことが肝要である。殊に名稱、數量、特徴に關することは避けねばならない。

この沈黙といふことは出版物、寫眞等についても同様である。

二、自己の保管してゐるものに注意すること

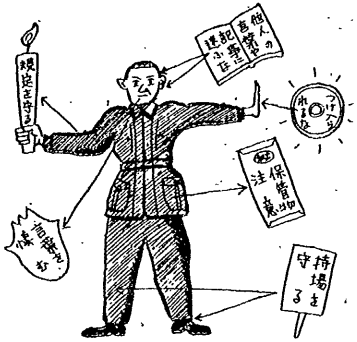
自分が保管してゐるものを失くしたり、盗られたりしないやうに注意しなければならない。大切な書類などは自宅へ持ち歸らぬ方がよい。持ち歩いてゐる間にかく油断が起り勝ちで、間違ひの起るものになる。複寫術の進歩した今日では手許に持つてゐても、一寸した油断から内容を偵知されるのである。

泥酔してゐる職工を警察にあげてみると、秘の印を捺した書類を持つてゐることがよくある。秘密書類がみつからないといふので大騒ぎをしてゐたら、技師が自分の家へ持

常に防諜といふ立場に立つて冷靜に判断する必要がある。でないと自分までスパイの手先になつてしまふのである。

五、自己の行ひを慎み、つけ入られる隙を作らぬこと

スパイの手先となる日本人は大概金銭で買収されてゐる。酒や女や金銭の誘惑にかゝり、或ひは弱點を相手に押へられて脅迫を受け、外國の手先となることのないやうに注意しなければならない。その根本は、自分の行ひを慎み、私慾を去つて、公私



の別を明らかにすることにあら。

前歐洲大戰の時、有名なリードル事件といふのがあつた。オーストリアの參謀リードル大佐が作戰計畫をロシアへ賣つた事件で、結局、大佐はピストル自殺を遂げた。このレ

ドル大佐は、最初は金でも酒色でも、どうしても誘惑されなかつたが、たつた一つ、同性愛の秘密があつて、これを暴露するぞと脅かされた結果、ずる／＼と深味へ引込まれたのであつた。若しその秘密が暴露しても、それは自分一個のことである、と公私の別を明らかにしてゐたなら、こんな不祥事件は起らなかつた筈である。

六、規定をよく守ること、殊に寫眞撮影、著作、出版等、自分の作るものによく注意すること

防諜に關する法規は最後の一线を押へたものであるから單にこれを守るといふだけでなく、法の精神を酌んで行動しなくてはならない。官廳や會社、工場等には、秘密を護るための諸規定があるから、進んでこれを守るやうにすることが大切である。

殊に我が國では文書謄報が盛んであるから、不用意に書いたり寫したりしたものから、秘密を外國へ漏らしたり、相手國の謀略や宣傳に利用される資料を與へることのないやう、注意しなければならない。

團體の防諜心得

—團體として注意すべき諸點—

次に會社、工場、官廳など、一般に團體としての防諜上の注意を述べよう。

一 人事に慎重を期すること

1 採用の際の身許調査を嚴重にし、怪しい者や不良分子の潛入を防止することがまづ必要である。

2 採用後は指導、監督、教育を怠らず、防諜上の禍害を未然に防止するやうにすること。

3 公平な人事、待遇の改善、福利施設等によつて人の和を保つこと。

4 日本人以外の者を使用する時には時にその監督を嚴重にしなければならない。

二 警戒を嚴重にすること

1 スパイその他の不良分子が潛入し得ないやうに、守衛や看守の必要などにはこれを置き、またその服務に無理がないやうにし、戸締りや垣根を嚴重にする。

2 面會人、商人、その他來客の出入を嚴重にする。
3 秘密を要する場所や施設には、關係者以外の者が接近し得ないやうに、必要な措置や設備をする。
4 必要がある場合には、なし得れば出入者の携帶品を檢査する。

三 書類や品物の取扱を嚴重にすること

1 秘密書類は起案(計畫)から作成、授受、保管、使用、檢査、處分までを明確にし、勝手に寫を作つたり、内容を盗み取られないやうにする。私室や自宅等へも持ち歸らぬやうにしなければならない。

2 不用となつた書類や紙屑類の處置を嚴重にし、屑屋の手などから誤つて秘密を漏洩するのを防ぐ。

3 書類や通信の發送と授受には責任者を定め、過誤による紛失を防止すると共に、外部から不穩文書やデマ宣傳文書の入つて來るのを防ぐ。

4 秘密の内容が製品として現はれる工場などでは、この製品の取扱についても以上に準じて注意すること。

四 發表を統一すること

發表の不統一から秘密を推知され、または秘密を漏洩しないやうに、公表する事項は關係者の閱覽、點檢を受け、關係者相互の間に連絡も緊密にして、防諜上遺憾のないやうに記事を統一しなければならない。

五 防諜觀念の養成、防諜組織の結成

1 幹部自ら範を示し、防諜心の向上を圖ること

2 防諜に關する教育、指導をできるだけ廣く行ふこと。

特に防諜上の缺陷を發見した場合には直ちにその機會を捉へ、防諜觀念の徹底を圖ること。

3 各部、課、室毎に防諜主任者を定め、更にこれを全般的に統制して、防諜に關する諸規定の普及徹底と遵守勵行に努める。

團體防諜の成果如何は、幹部の防諜觀念の如何にかゝつてゐるといつても過言ではない。團體の幹部、殊に上級幹部の防諜に關する關心の向上を切望する。

また團體の防諜は、その團體だけの防諜ではどうしても完全にはゆかぬから、その團體と交渉のある各種の業者が手を握り合つて防諜に努められるやう希望する。

むすび

—要は眞の日本、眞の日本人になること—

むすびに當つてもう一度言ふ。防諜とは秘密戦から我が國を守ることである。支那事變は忠勇なる皇軍將兵の努力によつて、武力戦では完全に勝利を得てゐる。残された問題は秘密戦である。われ／＼は是が非でも、秘密戦に戦ひ勝たねばならない。全力をあげて、すべてのものを捧げ盡しても、これに戦ひ勝つことが銃後國民の責務である。われ／＼が第一線將兵の心を心とし、敢然として恐るべき秘密戦から祖國を護り終えた時、勝利ははじめて我々の頭上に輝くのである。秘密戦に對して祖國を守るとは、即ち、諸外國の我に指向する諜報、宣傳、謀略の魔手に對して、我々國民が各、その分に應じて日本の國を護ることである。従つて防諜の根本は日本國民が至誠奉公の念に燃える眞の日本人になることにある。

外人と交際し、會話することを誇りとするやうな歐米崇拜はこの際斷乎として排撃しなければならぬ。英國の我



が國に對する宣傳方策の一つに「日本人の間には英語で書いたパンフレットやニュースを喜ぶ者が多いから……」といふ一項がある。スパイに乗ぜられる根本の原因である外國崇拜をやめることが、防諜の第一歩だといへるのである。

外國系の經濟團體、宗教團體、教育團體等、既に日本に不必要となつたものは、できるだけ早く取り除いて、スパイの温床體を絶滅しなければならない。更にわれ／＼の頭の中にある外來思想、即ち自由主義や個人主義思想も徹底的に排除して、眞の日本人に立還らねばならない。

日本がほんたうの日本、自主獨往の日本となり、日本人が眞の日本人となつてはじめて、眞の防諜ができる。この日本を作ることが、即ち高度國防國家の建設に外ならないのである。

防諜と學校教育

—防諜は知識ではなく、養つてある—

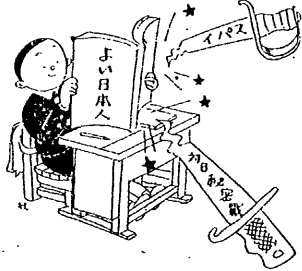
防諜觀念の養成には、少年時代から學校教育でこの觀念を教へ込むことが必要である。

「防諜教育」と銘を打つと、スパイ教育に對するスパイ防止教育とでもいふか、いかにも特別な教育をしなくてはならぬと思ふ人があるかも知れないが、決してさうではない。

防諜とは前にも述べた通り、外國の行ふ對日秘密戦に對して日本を守ることである。従つて防諜の根本理念は、外國の我に指向する諜報、宣傳、謀略に對し、日本國民が各、その分に應じて愛する日本の國を守るといふことにある。

従つて、防諜教育の根本は眞の日本人を作り上げることにある。即ち、眞の日本人を作り上げる學校教育を自己體が防諜教育であつて、特別な教育が別にあるわけではない。

防諜に限らず、すべて「防諜」とか「防諜教育」とか聲高く叫ばれてゐる間は、決してその國の防諜は完全ではあるといへない。



日常生活と防諜とがピッタリと融合し、行住坐臥、知らず／＼の中に防諜が實踐される、即ち各人の日常生活の中に、防諜行爲が實踐されるやうにならなくては、

眞の防諜は出來ない。防諜教育が防諜技術の説明に終始してゐる間、即ち知識の範圍に止つてゐる間は役に立たないのであつて、行住坐臥の儀として、日常生活の一舉手一投足の上に防諜行爲が實踐されなくてはならない。即

ち學校では勿論、家庭でも、また社會に立つた場合にも、各人の生活の中に自然に實踐されるやうに徹底させなくてはならない。このやうに徹底させるには、教育といふよりもむしろ終始「まぬ婁」による必要がある。

學校教育における防諜教育の要諦は、結局「防諜心得六ヶ條」で述べた六ヶ條に盡きる。このことは前にも述べた通り、至誠奉公の念に燃ゆる眞の日本人たらしめることによつて完成するのである。

各課目の教育に當つて、以上の六ヶ條を、國際的、又は國家的に説明して各課目に織込んでゆけばよいのである。一例をあげると、算術では、各種の統計からどんなことを

知り得るかを教へた場合に、必ず「統計はかやうに重要な資料であるから、不用意に外國に示すと對日秘密戰の資料として利用される處がある。故に自己の業務上の資料とする以外には決して他に示すべきでない」ことを徹底させる。

修身で、寡言（不言）實行の美德を教へる場合、不用意の言がいかにかに諜報、宣傳、謀略に利用されるかを例示する。

地理、歴史その他すべての課目でも、これと同様の方針で教育すればよいのである。なほ單に知識として教へるだけではなく、その知識を學校生活の中、家庭生活の中で實踐して行くやうに導くことが最も肝要である。

工場防諜

—スパイは工場の何を狙ふか？—

近代戰の戰爭形式が、單一武力戰から國家總力戰へと變化し、その結果諜報の對象も、軍の編成、裝備、作戰行動

等の軍事的目標から、廣く國家の總力へと向けられて來たことは繰返して述べたところである。國家總力の中で、國

防に重要な關聯をもつてゐるのは一國の工業力である。

各工場はこの一國の工業力を形作つてゐる構成要素であると同時に、軍需品製造の關係から、直接に軍の裝備、能力等に關する機密を持つてゐる。従つて敵國の諜報宣傳、謀略の魔手が工場に向けられるのは、むしろ當然のことであつて、最近の我が國の諜報犯罪の状況を見ても、明らかにこれを立證してゐる。こゝに工場防諜の特色と防諜上注意すべき事項を纏めて、特に摘記することにしよう。

工場防諜の特色

工場防諜の特色は、一言にしていへば、秘密にすべき範圍が非常に廣く、また秘密の保持者が非常に多いことである。それだけに工場防諜には、細心の注意と従業者各人の協力を必要とするのである。

近代工業は資本、勞力、動力、原料等幾多の要素を綜合して成立してゐるが、これらの要素と生産力との間には大體一定の方程式があり、一つの要素を知れば大體その生産力を知り得る。また各國の科學の發達が一定の水準に達してゐる今日では、製造品の一部分を知れば、大體その全數

を推察し得る。例へば戰車の曲軸の大きさを知れば、大體

その機關の馬力を知り得るのである。従つて、工業力についても製造品についても、秘密にすべき範圍が非常に廣いのであつて、これが工場防諜の第一の特色である。

また、秘密に關聯してゐる人が非常に多數で、殆どすべての従業員が秘の實體を或る程度正確に知つてゐる。これが第二の特色である。

次に近代工業では生産の原動力たる燃料、電力等を供給自足してゐない會社・工場が多く、また原料を外國から

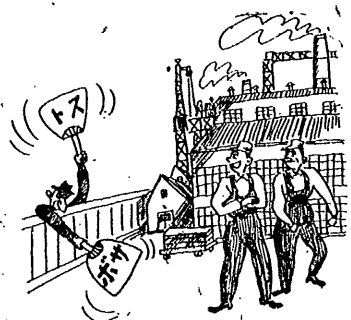
の供給に仰いでゐるものもある。これらの動力、原材料を相手國の破壊、又は遮斷等から守らねばならぬから、それら原材料、動力等に對する防諜的關心が必要である。

工場防諜上注意すべき點

以上述べたやうに、工場は國の工業力の一部をなしてゐるから、その意味から「秘密」を持つてをり、同時に軍需品の製造工場は直接に軍事的「秘」を持つてゐる。

敵國のスパイはこれらに向つてその鋒先を向けてくるものと覺悟しなければならぬが、特に、生産力關係の秘密事

項、製品名、生産額、生産能力、工場従業員数(技術者、職員も含む)、工場設備、使用原材料(燃料、電力を含む)、は防諜上注意すべき点であり、絶対に秘密を守らねばならぬ点である。この中、製品名と生産額、生産能力等は一般に注意されてゐるやうであるが、他は割合に注意を失はれ



勝ちである。特に「使用原材料」からは直ちに生産額を推定し得るのであり、またこれに對する謀略によつて直ちに生産力を破壊することもできるから注意を要する。

以上のほか、工場で日常使用されてゐる作業計畫、各種記録、傳票、勞務員の出席表等は、これによつて容易に生産力を推知し得るものであるから、取扱に注意を要する。たとひ單獨では生産力は推知できなくても、多數を集めれば推知できるものである。

ば推知できるものである。工場の宣傳用の型録等の記載事項にも注意して、軍需品關係の秘密事項、製品名、受注額、生産額、設計圖、等は絶対に載せないやうにせねばならない。このほか個々の製作圖面、検査記録等の日常使用する書類にも注意すべきである。

以上の諸點は、單に直接受注する親工場だけでなく、下請工場に至るまで、十分の注意を必要とするのである。謀略に對する注意

秘密戰の魔手は單に機密を探るだけでなく、更に積極的に思想謀略や破壊謀略などとして、工場に迫つてゐることも忘れてはならない。

工場に對する思想謀略として、最も注意すべきはストライキ、サボタージュの煽動である。眞に勞資一體となつて、見えざる魔手を防がねばならない。

次に注意すべきは破壊謀略としての放火、火災である。最近我が國の工場、特に軍需工場の火災が非常に増加してゐる。工場としても、自己の關係する範圍で、警戒、監視

を嚴重にし、いやくも敵國第五列の活躍を許すことのないやう注意すべきである。

第三に、有事の際における空爆の被害を防止するためには、工場の大規模な分散配置が、生産力確保の上から絶対に必要である。また工場の建築に關する設計圖や寫眞等

に對する防諜の關心は、從來頗る薄かつたやうであるが、これは爆撃計畫の好參考資料となるのであるから、今後は十分に注意しなければならない。また工場名を標突や扉、屋根等に標示したり、或ひは工場の位置を地圖に明示することなども、防諜上速かに一掃しなくてはならない。

カメラマンと防諜

—寫眞は如何に利用されるか—

寫眞の特質は正確且つ迅速な記録性にある。近代の秘密戰においては、諜報に、宣傳に、謀略に、各國はこの寫眞の特性を最高度に活用してゐる。それだけに寫眞の持つ國防上の意義は一層重大となつたのである。

海鷲の〇〇鐵橋爆撃が、同鐵橋を建設した技師の著書の寫眞によつて行はれた話は前に述べた。事變當初に行はれた〇〇敵前上陸の決行は、水牛を使用して耕作してゐる田園風景の繪葉書から、同地方の水田の深さが徒歩で渉れる

ことを判斷して決行したのである。また〇〇方面作戦軍の編成や裝備の決定には、その地方の寫眞が非常に參考となつた。

これだけの話から見ても寫眞の重大性が十分認識されるであらう。しかし同時にまたそれだけ、防諜上にも重大な問題なのである。某國では日本全國の繪葉書を買集めてゐる。寫眞の入つてゐる日本地理書を多數に購入してゐる國もある。わざと古木屋を漁つて、近頃では手に入らぬ

重要施設の寫眞を切り抜いてゐる國もある。日本に長く住んでゐる有名な外國のカメラマンは、日本人のカメラマンと友達になり、そのアルバムの中から必要な寫眞を買ひ受けてゐた。これは本國からの密令によるもので、自分で撮つたのでは目立つからである。

こんな例は無数にある。いづれも爆撃、爆破、その他謀略の參考資料にするためである。日本には現行の法律で制限されてゐるもの以外にも、彼等スパイに有利な寫眞が非常に澤山あり、しかも極めて容易に、廉價に手に入るのである。試みに繪葉書寫眞だけでも、どんなものがあるか考へていただきたい。港の施設、大工場、鐵橋、電信、電話局、放送局、發電所、變電所、水源地、淨水場、燈臺、海岸線、都市の高所寫眞等々、作戦や空爆や謀略の極めて貴重な資料ではないか。

更に近代の宣傳戦では、寫眞宣傳が最も直接的な効果を持つものとして利用されてゐる。國內のニュース寫眞が實際的なデマ宣傳に悪用された例は、前にあげた宮城前の勤勞奉仕や、女店員の退店時の寫眞の外にもいくつもある。



枚方火薬庫の爆発、静岡大火の寫眞は、日本における反戦團體の仕業だとの宣傳に使はれた。「國策に副つて下駄穿き」の寫眞は日本の物資不足、經濟的行詰りの宣傳に利用された。グライダー競技のニュース寫眞は、日本の航空隊大擴張のための強制訓練であるとされた。未完成大阪驛の寫眞は日本の物資不足の誇大宣傳に利用された。こんな例は數限りなくある。銀座の玩具屋の寫眞、子供の玩具の寫眞でさへ、「日本にはもう詩的情操はなく、子供の玩具まで鐵兜であり、機關銃である」との惡宣傳に使はれてゐるのである。一枚のスナップ寫眞でも心しなければならぬ。

國家として寫眞防諜上打つべき手は二つある。その一は撮影禁止であり、今一は寫眞の國外流出禁止である。わが國で前者に屬するものは、軍機保護法、軍用資源秘密保護法、陸軍輸送

沿域軍事取締法、要塞地帯法、軍港要港規則等があるが、寫眞防諜の見地からいへば、まだ不徹底である。英國は理想に近い寫眞統制令を公布し、廣範圍に亘つて許可のない撮影を禁止してゐる。

寫眞の國外流出禁止は、我が國では防諜の見地から行はれてゐるものはない。ドイツは政府の許可するもの以外は一切國外に搬出することを禁じてをり、英國も國防省布告によつて、外國へ輸出する寫眞は一切檢閲を經べきことにしてゐる。

防諜と法規との關係は既に述べた。法規の禁を守つただけでは寫眞防諜はできぬのである。法規さへ犯さねばよいとの考へはこの際一掃して、恐るべき秘密戦からわが國を守るために努力していただきたい。

カメラを持つ人々の、熾烈な秘密戦の渦中にある我が國の現状を認識して、國策協力への一大轉換を切望する。

寫眞防諜の心得

1 國産愛用
これは外國の組織網を國內から一掃するためにも、また

わが國の寫眞科學の進歩のためにも是非必要である。

2 過去の寫眞を整理せよ

防諜法規の制定前、または改正前の寫眞は勿論、新しい防諜觀念から見て感心しない寫眞や繪葉書は、速かに整理することが必要である。そしてできるだけ官憲へ提出していただきたい。また防諜上有害と認める寫眞の掲載されてゐる出版物を發見したときには、速かに官憲へ通知していただきたい。

3 先づ撮影の際注意せよ

被寫體の選定に注意することが第一、背景に注意を怠らぬことが第二。

4 寫眞の公開に注意せよ

寫眞を新聞、雑誌、その他の出版物に掲載したり、繪葉書にしたり、展覽會に出したり、映畫にしたり、多數の人に配布したりする場合には、特に慎重に今一度、防諜の立場から吟味することが大切である。祕藏のアルバムの寫眞でも散逸する。外人でも誰でも見ることのできる公開の寫眞は、特に注意の上にも注意が必要である。



國防保安法について

司 法 省

第七十六回帝國議會を通過し、過般公布をみた國防保安法は去る五月十日から施行されたので、この機会に簡単に、同法制定の理由と内容の概略を紹介する。

制定の理由

現代戦は國家總力戦であり、武力戦だけでなく、銃後でも諜報、宣傳、謀略等の秘密戦が火華を散らして戦はれることは「秘密戦と防諜」に詳しく述べてある。事變下の我が國を目標とする列國の諜報、謀略活動は、慌しい國際情勢を反映していよいよ熾烈化しつつある。従來わが國の法制は國際秘密戦に對處するにはなほ十分ではなかつた。すなはち、軍事上の秘密を保護するためには軍機保護法があり、軍用資源秘密を保護するため

には軍用資源秘密保護法があり、官廳指定の總動員業務に關する官廳の機密を保護するためには、國家總動員法第四十四條の規定があるが、外交、財政、經濟その他に關する重要な國務にかゝる國家の総合的な最高機密であつて、國防上外國に秘匿せねばならぬものを保護すべき直接の規定は、遺憾ながら完備してゐなかつたのである。

そしてまた、國家機密、軍事上の秘密等に關する罪、その他外國の諜報、謀略等の活動を防止すべき法令違反の事件については、事件の特殊性から、捜査を一元化して手續の迅速、確實及び適正を圖る必要があると共に、審判もまた迅速化し、審判の途中で機密の漏れることを

防止する必要があるが、現行刑事訴訟法はこの點に關する用意が十分でない。内外の情勢に鑑みると、今こそ、これら國家機密の保護に關する法規を整備するとともに、前述のやうな特殊の犯罪に對する刑事手續規定の不備を補ふ必要がある。

これが本法制定の理由であつて、本法の目的は、要するに國防機能を保有し帝國の安全を期するに在るから、「國防保安法」といふ名稱をつけたわけである。

罪

本法は第一章に罪と題して刑罰規定を收めてゐる。

一、國家機密 本法にいふ國家機密とは「國防上外國に對し秘匿することを要する外交・財政・經濟その他に關する重要な國務に係る事項にして、(一)御前會議、樞密院會議、閣議又はこれに準すべき會議に付せられたる事項及びその會議の議事 (二)帝國議會の秘密會議に付せられたる事項及びその會議の議事 (三)前二號の會議に付するため準備したる事項その他行政各部の重要な機密事項、の一に該當するもの及びこれを表示する圖書

物件」(第一條)をいふのである。元來、重要な國務に係る事項は、その性質上當然に秘密たるべきもの(いはゆる自然秘)であり、法律の規定によつて初めて秘密とされるもの(いはゆる指定秘)ではない。本法第一條は、その性質上當然に秘密たるべき重要國務に係る事項の中で、國防上外國に對し秘匿することを要する重要機密を特に取上げ、これをいはゆる國家機密と定めて列挙したのである。「國防上」とは武力戰遂行を中心とした廣義國防の意味である。「外交・財政・經濟」を掲げたのは、従來軍機保護法等に規定されてゐる事項以外で國家の最高機密に屬するものは外交・財政・經濟に關するものが多いから、それを例示的に列挙したまでのことである。「これに準すべき會議」とは例へば、いはゆる四相會議、五相會議などを指す。「その會議の議事」とは「會議に付せられたる事項」を審議する際述べられた意見、表決並びに議題に關聯して述べられた事項等をすべて含む趣旨である。「會議に付するため準備したる事項」とは、その會議に付するため議案や參考資料として準備したものをいふ。

「行政各部」といへば文字上は各省以下の行政各部が全部含まれるわけであるが、「国防上外國に對し秘匿することを要する重要な國務」を管掌する行政各部といふことになる、その範圍は相當に限定されるであらう。

本法のいはゆる國家機密は、前述のやうに、高度の自然秘であり、客觀的に存在し、本條の規定する要件を具備することによつてその範圍、限界は自ら一定してゐるのであるが、取扱の慎重を期するため、本法施行令において、主務大臣は國家機密に屬する各事項につきその取扱者、その他關係する者に秘保持上とすべき措置、その他の取扱方に關し必要な指示をなすべきこと、各指示に係る國家機密に屬する事項を表示する圖書物件の保管者は當該物件に一定の標記を附すべきこと、その他國家機密が外國に秘匿することを要しないやうになつた場合の措置等について規定を設けた。

要するに、國家機密は國家の最高機密であつて、これを知る者は特定の官吏その他の極めて少數の關係者に限られてゐるばかりでなく、前述のやうに慎重な取扱方法

を執るのであるから、善良な一般國民が知らず／＼の間
にこの罪に陥るといふやうなことは絶無といつても過言
ではなからう。

二、業務者の國家機密に關する罪 國家機密は前述のやうに極めて限られた範圍の者だけが保持してゐるものであり、且つ外國の諜報活動もそこに集中されることは當然豫期されるから、その根源を保護する趣旨で、本法は業務上國家機密を取扱ふ者に十分注意を喚起することにした。即ち業務に因り國家機密を知得、領有した者が、これを（一）外國（外國のために行動する者及び外國人を含む、以下同じ）に漏洩し又は公にすること、第三條に最も重い刑を以て臨み、更に（二）他人に漏洩すること、第六條及び（三）過失に因り外國に漏洩し又は公にすること（第七條）をも罰することにした。「業務に因り」とは國家機密に屬する事項を取扱ふのがその人の常務であり、又は少くともその一部である場合を意味し、官吏のみならず、例へば國家事務を代行する會社、銀行等の社員も業務上國家機密を取扱ふ場合はこれに含まる

べく、辯護人が訴訟關係上で知り得た場合もまた含まれる。「公にする」とは不特定人又は特定多數人の知り得る状態におくことであつて、例へば新聞雜誌に掲載したり公衆の前で講演するなどはその適例である。公にすることは、外國に知られるといふ點から見れば、直接に外國に漏らすことと大差なく、國家に與へる害悪は殆んど擇ぶところがないから、本法においては外國に漏洩することと公にすることをすべて同一に取扱つてゐる。

三、業務者以外の者の國家機密に關する罪 國家機密を保護するためには右のやうに、その保持者に戒心を促すとともに、これを狙ふ外國の諜報網の觸手を剪除する必要がある、（一）外國に漏洩し又は公にする目的を以て國家機密を探知、収集すること（第四條第二項）を罰し、（二）右の目的を以て國家機密を探知、収集した者がこれを外國に漏洩し又は公にすることは刑を加重する（同條第三項）こととし、更に（三）業務に因る場合と外國に漏洩し又は公にする目的を以て探知収集する場合以外の場合、例へば偶然的機會に國家機密を知得、領有し

た者でも、これを外國に漏洩し又は公にする第五條と
きにはこれを罰することにした。

四、國家機密に關せざる罪 本法は國家機密に關する罪以外に三つの新たな罪を規定してゐる。その一は、國防上の利益を害すべき用途に供する目的を以て、又はその用途に供せられる虞あることを知つて、外國に通報する目的を以て外交、財政、經濟その他に關する情報を探知、収集する罪（第八條）で、これは敵性國の諜者の情報を探知収集する行為又はその手先となる者の行為を防止せんとするものである。この種の行為をする者については平素の査察内偵により、その意圖について確たる證據を得た上で、これを檢舉することになるわけであるから、善良な經濟人、政治家が誤つて檢舉されるといふやうなことはないであらう。その二は外國と通謀し又は外國に利益を與へる目的を以て治安を妨害すべき事項を流布する罪（第九條）で、これは敵性國のいはゆる宣傳諜略を防止せんとするものである。その三は外國と通謀し又は外國に利益を與へる目的を以て金融界の攪

亂、重要物資の生産又は配給の阻害その他の方法により、國民經濟の運行を著しく阻害する虞ある行為をなす罪(第十條)で、これは敵性國のいはゆる經濟謀略を防止せんとするものである。

五、以上の罪を創設した竊極の目的は、國家機密が外國に漏れることを防止し、前述のやうな外國の諜報及び謀略活動を完封せんとするにあるから、國家機密が一旦外國に漏れた後、又は外國の諜報若しくは謀略行動が奏功した後に、その行為者を檢査處罰するだけでは不十分であつて、事ここ、に到らぬ以前に未然に防止することこそ必要である。この意味で本法は、以上の犯罪(他人漏泄罪と過失犯の場合を除く)について、その未遂(第十一條)、豫備(第十三條)、教唆、誘惑、煽動(第十二條)をも處罰することとして萬全を期するとともに、一部の犯罪について自首減輕免除の特則(第十四條)をも設け、探知收集者の未だ外國に漏泄し又は公にしないう以前における犯人の悔悟を慫慂することにした。なほ、本法はその規定する犯罪の特殊性から、沒收、

沒收及び追徴の特則(第十五條)を設け、また本法施行地以外の場所における所犯も罰する(第二條)ことにしてゐる。

刑事手續

本法は第二章を刑事手續として、刑事訴訟法に對する特則を設けてゐる。

一、まづ本法の特別刑事手續規定の適用される事件の範圍は第十六條に定められてゐる。即ち(一)本法第一章に規定した罪(第一項第一號)、(二)軍事上の秘密又は軍用資源秘密の探知收集等の罪、外患罪、官廳指定の總動員業務に關する官廳の機密の漏泄罪等(同項第二號)、(三)外國と通謀し又は外國に利益を與へる目的を以てなされたる同條第二項に掲ぐる罪、以上の罪に關する事件につき適用があるのである。第十六條第一項第二號の罪は、何れも本法第一章の罪に準じて考へられるものであるから、本法の特別刑事手續による必要があり、同條第二項に掲ぐる罪は何れも、外國の諜報行為、宣傳行為、謀略行為(思想謀略、人的及び物的破壞謀略、經濟謀略)に利

用される虞のあるものであるから、これら第三項の罪を外國と通謀し又は外國に利益を與へる目的を以て犯した場合には、また本法の特別刑事手續によらしめることが必要である。

二、外國の諜報及び謀略活動は極めて巧妙であつて、組織的、計画的に行はれるのみならず、ともすると國際紛議を惹起し易いから、これを防禦破砕する捜査陣の方も、檢事の時期、方針等に過誤なきやう、現行法制上捜査の主體たる檢事を中樞として司法警察官がこれを補佐し、いはゆる檢察一元化の實を擧げ、全國的に連絡統一ある捜査をする必要があることは論を俟たない。と同時に現行刑事訴訟法上、檢事は原則的には強制捜査権を與へられてをらず、かゝる外國の諜報及び謀略活動に關する事件の捜査を遂行するためには極めて不十分なので、この種事件の捜査については捜査の中樞たる檢事に或る程度の強制捜査権を附與し、國防保安の任を完うさせることは必要缺くべからざることである。なほ、この種の事件が不幸にも一度發生するときは、外交問題を

惹起する虞があることを豫想して事に當らねばならないと同時に、その關係者中には、國家機關の地位に在る者が絶對にないとはいへないから、この點から見てもこの種の事件については捜査手續を合法化して置く特別の必要があるのである。また國家機密、軍事上の秘密等の事件の捜査と審判については、その過程においてこれらの機密事項の漏泄を防止する必要があることは勿論であるが、外國の諜報、謀略等に關する事件についても、その事件の内容が外部に漏れることは出来るだけ防止する必要がある。更にこれらの事件の捜査と審判は極めて迅速に行ふことが、國際秘密戰に對處する上に肝要なことはいふまでもない。

三、以上の諸種の要請から、本法は第十六條に規定する事件について、特別刑事手續を規定したのであるが、その要點は大體次の三點に歸着する。即ち

その一は、捜査の中心機關である檢事に對し、被疑者の召喚、勾引、勾留、訊問、證人の訊問、押收、搜索、檢査、鑑定等相當廣泛に互る強制捜査権を附與した

(第十七條乃至第二十七條) ことである。

その二は、公判手續において控訴審を省略し、原則として二審制度を採用した(第三十三條) ことである。

その三は、辯護士の指定制度を創設し、司法大臣の豫め指定した辯護士でなければ第十六條に規定する事件辯護をなし得ないこと(第二十九條)、辯護人は被告人一人につき二人を超え得ず、また一定の期間經過後はこれを選任し得ぬこと(第三十條)、一定の秘密事項の辯論は書面を以てなすべきこと(第三十一條)、訴訟書類の閲覧、謄寫等に關する特則を置いたこと(第三十二條)等、辯護權の行使につき若干の制限的規定を設けたことである。

その他審理の迅速と秘密の保護を圖る規定としては、上告審における最初に定められた公判期日の通知に關する期間を短縮したこと(第三十五條)、優先的に審判をなすべきこと(第三十六條)、陪審の評議に付せざること(第三十七條)等の特則が設けられた。

なほ上告裁判所において、第十六條に規定する罪でないことを疑ふに足るべき顯著な事由あるものと認めたとときは、事件を管轄控訴裁判所に移送し、更に審理すべきものとす(規定(第三十四條第二項及第三項)のあることを附言しておく。

本法の施行地域 本法は内地、朝鮮、臺灣及び樺太に施行されるのである(附則第二項)。

寫眞週報 (第百六十八號) (五月十四日發行)

防諜特輯號

- ★神戸のスパイ事件を解剖する
英人ビーターを中心人物とする諜報團はどんな組織でどんな手口で暗躍し、どんなことを探らうとしたか
- ★スパイからみた日本—ビーターの手記
△式部なき戦ひの秘密
△世界にはこんな女がある
△スパイの正體は眞面な男ではない
△防諜の攻撃手段
△対日秘密の特殊性
△スパイは國民の手で防がう
△防諜心得六ヶ條
- ★國民學校の實際を見學—東京女子師範附屬國民學校
- ★墨染の法衣からけて—足さんの託児舎共済山荘
- ★戦ふイランはこんな國
- その他

定價 十錢

日・佛印經濟協定成る

成立となつたのである。而して、右條約ならびに協定の要旨は、次の通りである。

東亞の新情勢に對處すべき日・佛印關係の再建については、昨年八月、松岡外相とアンリー駐日フランス大使との間に原則的諒解が成立し、それに基づいて日・佛印間の經濟新關係を確立するため、十月二十一日に先づハノイ會談が開かれ、引つゞき十二月三十日から會談は東京に移され、連日行はれて來たが、いよゝゝ各種問題について完全に意見一致し、五月六日、日本側代表として松岡外相及び松宮大使、フランス側代表としてアンリー大使及びロバン名譽總督により、

- 一、佛領印度支那に關する日佛居住航海條約
- 一、日本國・佛領印度支那間の關稅制度、貿易及びその決濟の様式に關する日佛協定
- 一、その他の取極めに關する交換公文

へそれゝ署名調印を見るに至り、こゝにわが國と佛印との經濟關係を廣汎に且つ基礎的に律する條約及び協定の

一、居住航海條約は、相互の國民及び船舶の待遇について規定したもので、日佛印相互間において入國、居住、動産不動産の所有及び使用、商工業の經營、各種課稅の賦課、日佛印双方の會社の待遇等に關して主として内國民待遇、然らざるものは最惠國待遇を許與すること、船舶に對しても原則として自國船待遇を與へることを規定してゐる。

一、關稅・貿易及びその決濟の様式に關する協定は、全文三十餘ヶ條及び附屬文書から成る浩瀚な協定で、左記の趣旨を定めたものである。

關稅については 相互に最惠國待遇を約するほか、佛印は主要日本品に對し關稅免除又は現代最低稅率の輕減を認め、その他についてはすべて最低稅率を課することとし、日本もまた主要佛印産品に對し關稅上の特典を與へた。その他、通過稅の免除等についての規定を含んでゐる。



露光量違いにより重複撮影

貿易については

相互間の貿易を躍進させる趣旨の下に、米・玉蜀黍・石炭・各種礦物その他主要佛印産品の對日輸出、ならびに織工業品・雜貨その他の製造品等各種日本品の對佛輸出に關し取定めた。

貿易の決済については
 原則として求償制度に基づいて、相互の支拂ひを直接横濱正金銀行及び印度支那銀行を通じて、圓貨及びピアストル貨(佛印の通貨基準はピアストルで佛フランに連繫し、一ピアストルは十フランで一圓強に相當してゐる)により決済することとし、一々の取引につき外貨爲替を要しないことにした。また、佛印側は日本の買付ける佛印米の支拂ひについて特典を認めた。

一、以上のほか、佛印輸出入組合に對する日本商社加入問題、佛印における農・鑛・水力利権に對する日本資本の參加、佛印における日本人學校の開設、日・佛印間的一般經濟問題を審議するための定期經濟會議の開催等についても、合意が成立した。

なほ居住航海條約は有効期間五ヶ年、關稅・貿易及び

その決済様式に關する協定は昭和十八年末までとそれぞれ取極められ、いづれも二ヶ月以内に日佛双方が批准手續を了し、批准書の交換を以て發効することとなつたが、それらは日・佛印間今後の經濟關係を密接にする上に寄與するところ多大なものがあり、かくして東亞における日佛協力の新たな段階が開かれることになつたのである。

その決済様式に關する協定は昭和十八年末までとそれぞれ取極められ、いづれも二ヶ月以内に日佛双方が批准手續を了し、批准書の交換を以て發効することとなつたが、それらは日・佛印間今後の經濟關係を密接にする上に寄與するところ多大なものがあり、かくして東亞における日佛協力の新たな段階が開かれることになつたのである。

週報	昭和十六年五月十四日發行	一部 五錢	御注意
編輯者	東京市麹町區 九ノ内三丁目十二番地 内閣印刷局	（外國郵便に依る場合は） ▲後約郵送御承取の方は一部五錢（外國郵便に依る場合は十錢）の割合を以て前金を送へ即ち送込み下さい ▲特大改の場合其の都度郵賃を金より差額を申す	▲本誌より轉載の場合必ず「週報如何」より轉載の旨を明記し、その轉載誌を傍局週報編輯部宛三部御送り下さい ▲本誌記事の無断轉載は御断り致します ▲印刷部等に對する御希望や編輯に關しての御意見も週報編輯部宛お知らせ下さい ▲本誌を他へお送りの場合は郵税一部五厘▲本誌へ廣告御承取の方は内閣印刷局へ
發行所	東京市麹町區大手町	内閣印刷局發行課 電話九ノ内三五一一九 發東京一九〇〇番	
代售所	東京市麹町區大手町	全國各地官報販賣所 各書店・譯賣店	



消化力増強

食 べた物が、體力と成長の要素となるには完全に消化されなければなりません。わかかもとは、消化性ビタミンB複合體と、腸力なる消化酵素を含有し、獨特の補助消化作用に依り、著しく消化吸収力を増わすから各種の胃腸障害、特に消化不良、食慾不振、便秘、胃腸カタル等と解消し、腸力を充實して健康を確保します。

一日 廿五日程 (五分ずつ服用)
 期間 二週六十日程 (五分ずつ服用)

東京 わかもと本舗
 大阪 東區本町三丁目
 東京 麹町區本町三丁目



わかかもと錠劑

露光量違いにより重複撮影

貿易については

相互間の貿易を躍進させる趣旨の下に、米・豆・小麦・食料・各種織物その他主要佛印産品の対日輸出、ならびに繊維工業品・雑貨その他の製造品等各種日本品の對佛印輸出に關し取定めた。

原則として、米・豆・小麦・食料・各種織物その他主要佛印産品の對日輸出、ならびに繊維工業品・雑貨その他の製造品等各種日本品の對佛印輸出に關し取定めた。

原則として、米・豆・小麦・食料・各種織物その他主要佛印産品の對日輸出、ならびに繊維工業品・雑貨その他の製造品等各種日本品の對佛印輸出に關し取定めた。

一、以上のほか、佛印輸出人組合に對する日本商社加入問題、佛印における農・鑛・水力利権に對する日本資本の参加、佛印における日本人學校の開設、日・佛印間の一般經濟問題を審議するための定期經濟會議の開催等についても、合意が成立した。

なほ、居住航海條約は有効期間五ヶ年、關稅・貿易及び

その決済様式に關する協定は昭和十八年末までとそれ以後取極められ、

いづれも二ヶ月以内に日佛双方が批准手續を了し、批准書の交換を以て發効することとなつたが、それらは日・佛印間今後の經濟關係を密接にする上に寄與するところ多大なものがあり、かくして東亞における日佛協力の新たな段階が開かれることになつたのである。

週報	定 價	申 込 所	御 注 意
昭和十六年五月十四日發行	一部 五錢	内閣印刷局發行課 電話九ノ内三五一―九 各書局・驛賣店	▲本誌より轉載の場合には必ず「週報」何種より轉載の旨を明記し、その轉載誌を編輯局に送付し、編輯局は御返り下さる。 ▲本誌記事の無断転載は御返り下さる。 ▲本誌記事に對する御返事は編輯局に送付して下さい。 ▲本誌記事の無断転載は御返り下さる。 ▲本誌記事の無断転載は御返り下さる。 ▲本誌記事の無断転載は御返り下さる。



消化力増強

食べた物が、體力と成長の營養となるには完全に消化されなければなりません。わかかもとは、同化性ビタミンB複合體と、強力なる消化酵素を含有し、獨特の細胞賦活化作用に依り、著しく消化吸力を増めますから、各種の胃腸障礙―特に消化不良、食慾不振、便秘、胃腸力タラ等を解消し、營養を充實して健康を確保します。

一日 廿五日量 (地方に依り協定)
一週 六十日量 (前記に依り協定)

東京 わかかもと本舖
大阪 丸の内
東京 丸の内
天津 丸の内
上海 丸の内
漢口 丸の内




わかかもと錠劑

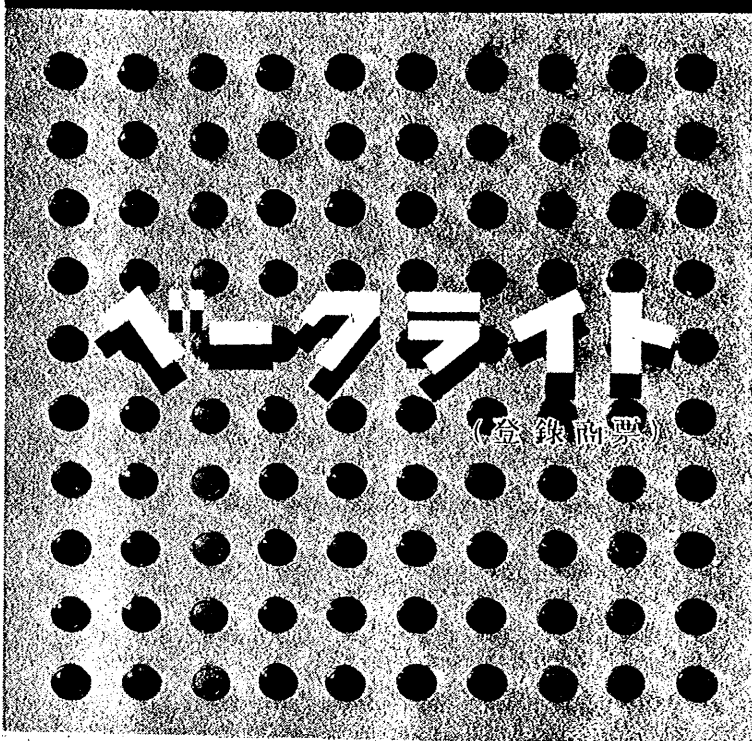
果効合復の素酵化消3とBニミタヒ性化司

週報 週報は億一の回覽板

報

昭和十七年五月十四日(日) 第三種郵便物認可 (毎週一回水曜日發行)

合成樹脂の最高標準



- ◎ 錆びなくて、耐熱性金属より優雅な光澤と色彩の自由
 - ◎ 軽量で、化学薬品に強く、硬度は鋼鐵に等しい
 - ◎ 一つの鋼型で、同一製品が均等に大量生産出来る
 - ◎ 従つて單價が安い
- 説明書送呈 —
- 日本ペークライト株式会社
(本社) 東京市日本橋區室町
(支店) 東京市赤坂區南池田十二

内閣印刷局印刷發行

(判LA5) 格規定圖はさき大の資本)